

# 日本語の条件文

—情報論的観点から—

白井 賢一郎

## 概要

日本語では、条件的陳述を表わす4つの基本的パターンが並存する。本稿では、まず、これらのパターンに対応するそれぞれの構文について、情報論的立場に基づきその基本的特質を抽出することを試みる。その際には、発話としての文の側面に焦点をあて、さらに、発話の暫時的な（認知的）処理過程自体に注目する。また、発話行為と条件文との間にみられる関係についても考察する。そこでは、「コスト」という概念が重要な働きを担うことになる。次に、これまで得られた一般化および仮説に基づき、（自然言語における）条件的陳述とはなにか、という本質的な問題に関連して、いくつかの理論的仮説を提起する。本稿は、最近の（情報論的観点に基づく）動的な意味論の考え方を基盤とする、日本語の条件文についての1つの研究の事例である。

In Japanese, we have (at least) four basic patterns for conditionals; each of them has its own usage and restriction. In this paper, I investigate the crucial characteristics of these patterns from the information-theoretic perspective, employing the recent outcomes of Dynamic Semantics, where we place great importance on the transient (cognitive) process of utterance. Also, the correlation between conditional sentences and speech acts is taken up seriously. Here, the notion of 'cost' will play a significant role. Then, several theoretical hypotheses are presented concerning the fundamental question of how conditional statements are to be structured in natural language.

キーワード： 条件文 (conditionals)、情報態 (information state)、動的意味論 (dynamic semantics)、発話行為 (speech acts)、コスト (cost)

## 1 序

日本語は、「条件文」(conditionals) とよばれる形態を分析するうえで、利点を備えている。というのは、日本語では、英語の ‘if *p*, then *q*.’ という形式に概ね対応する表現として、いくつか基本的な形態が分離され顕在化されているからである。英語でも、もちろん、“supposing that ...”、“provided that ...” などのような形態があるが、これらは ‘if *p*, then *q*.’ という基本的な形式に比べれば、あくまで周辺的 (peripheral) な表現手段にすぎない。他方、日本語では、概略、次のように表わされる基本的な形態が並存する。

- *to* conditionals: *p to*, *q*.
- *tara* conditionals: *p-tara*, *q*.
- *ba* conditionals: *p-eba*, *q*.
- *nara* conditionals: *p (no) nara*, *q*.

これらの形式は、(少なくとも、現代日本語の共時的体系では) どれも条件的陳述 (conditional statement) を表わす基本的形態であり、いずれかが他よりもより基本的であるとはいえない。さらに、これらの形式を用いるにあたっては、それぞれ、(場合によっては、かなり微妙ではあるが) 独自の制限が観察される。つまり、各々のパターンは、一般的にいつ、「条件的陳述が自然言語においてどのように構造化 (言語化) されるか」という点にかかわる特定の側面に対応していると想定される。したがって、日本語の条件文の分析は、たんなる記述的研究にとどまらず、「条件文 (条件的陳述) とは何であるか」という本質的な理論的問題につながっていく。

条件文については、これまで、論理哲学および形式意味論の観点からも、かなりの研究の歴史があり、自然言語の条件文の重要な側面が分析されてきた。しかしながら、これらの分析のいずれであれ、それが条件文に対する包括的 (exhaustive) 分析であり、他の考え方がそのたんなる派生的なものに還元されるとは、その理論の提唱者も安易に考えたりはしないであろう。実際、われわれの条件的推論 (conditional reasoning) には、いくつかのモードが想定され、それらに応じて、それを言語に構造化するさまざまな方式が考えられる。すなわち、条件文の先件 (antecedent clause) と後件 (consequent clause) の情報論的内容 (informational content) の結び付きに対して、異なる認知的見方ないしは態度 (attitude) が可能であり、さらに、統語的には、問題となる言語の文法体系に依存した形で、それらの条件的陳述のバリエーションが具現化されることになろう。したがって、さきに述べたように、いくつかの基本的な条件文のパターンが表層で並存する日本語は、興味深い研究対象となる。

この問題にアプローチする自然な研究方法は、それぞれの基本的パターンについて、そのもっとも中核的 (crucial) な特質を抽出することから始めることであるが、その仕事は当然

のことながら容易ではない。まず第1に、多くの場合、これらのパターンの中の相違は、きわめて微妙な、いわば、コノテーションの違いとして認識されるにすぎない。ここでは、情報論的観点 (the information-theoretic perspective) に基づき、表面上は同一に見える条件文の先件と後件との結び付きの相違を識別することを試みることになる。

さらに、(日本語の) 条件文 (の基本パターン) を分析する際には、次の困難な問題にも遭遇することになる。第1に、われわれはたんに条件的陳述自体を問題にするのではなく、それと発話行為 (speech act) —たとえば、話し手の推定、評価、意図、要求、等—の側面との関わりも問題にしないわけにはいかないことになる。ここでは、それぞれの基本パターンの後件および後件と先件の間の関係に対する制限に関して議論するなかで、この問題を取り上げることになる。

第2に、これまで安易に「(現代日本語の文法体系の中で) “並存する” 基本的パターン」ということばを使ってきたが、この点を真剣に問題にするとすれば、いわゆる、通時的/共時的な言語の関わりをそれなりに考えなければならないことになる。つまり、これらの4つの形式は、その時点の言語の共時的な断面では互いに対立することにより、それぞれの価値をもっているわけではあるが、当然のことながら、それぞれ異なる歴史的成立の過程があり、さらに、それらに見いだされる共時的対立関係もたんに部分的であるにすぎないと想定される。要は、(現代日本語の) 母語話者は、その対立が有意義である場合にのみ、それらの形式を対比的に使用し、認識するにすぎない。したがって、たとえ、いくつかの日本語の例文に基づいて、これらの基本的パターンの“中核的”特質が抽出できたとしても、別のデータも考慮すれば、その“言語学的一般化”に対する“反例”が簡単に見つかるであろう。ここでは、このような反例が見いだされた際に、それがこのような言語の「共時的不整合性」に帰着できるかどうかという点にふれるにとどめる。

## 2 日本語の条件文の用法の多様性

日本語の条件文は、通常、4つの基本的パターンに区別される。ここでは、それらを、便宜上、「TO 構文」、「TARA 構文」、「BA 構文」、「NARA 構文」とよぶことにする (次の例文を参照)。

- (1) 一日中タバコをすわないと、気が変になる。
- (2) そんなにタバコをすったら、癌になるよ。
- (3) タバコをやめれば、90まで長生きするでしょう。
- (4) タバコをすう (の) なら、部屋から出ていってください。

TO 構文は、概略、‘p to, q.’ という式形で表わされるが、ここで、p は条件文の先件にあたり、q は条件文の後件に対応する。ただし、先件の節の中の述語は、つねに非過去 (non-past)

の時制であり、過去時制であってはならない。TARA 構文は、概略、‘p-tara, q.’ という式形で表わされる。“-tara” は完了時制（過去時制）の接辞の条件的形式であり、それが先件の中の述語の語幹に付与されることにより、その述語の活用形態の1つとしての完了・条件的形式が作られる。BA 構文の式形は、概略、‘p-eba, q.’ で表わされる。ここで、“-eba” は先件の中の述語の語幹に付与される接辞であり、その述語の非過去・条件的活用形式を作る。ただし、これらの接辞には、それぞれ、音韻規則に基づく2、3の異なる形態がある。NARA 構文は、概略、‘p (no) nara, q.’ という式形で表わされる。ここで、“no” は一種の補文化子 (complementizer) として働いている。一般的にいて、“no” は省略可能であり、先件の中の述語が形容動詞の場合には付加されることはない。“nara” は、日本語のコピュラ “da” の非過去・条件的形式とみなされる。

次に、以上のパターンの「条件を表わす用法」と「時を表わす用法」の区別について簡単にふれておこう。よく知られているように、日本語に限らず、いわゆる「時を表わす節」(temporal clause) と「条件を表わす節」(conditional clause) の間には密接な結び付きがある。多くの言語では、英語の ‘when-clause’ と ‘if-clause’ のような区別は明確に形態化されてはなくて、同一の接続的形式がそれが付与される節の談話における情報論的内容に応じて、場合によって、概ね、英語の “when” に相当したり、“if” に相当したりする。この点は、日本語についてもいえる（次の例文を参照）。

- (5) a. 3月になると、暖かくなるでしょう。  
 b. 3月になったら、暖かくなるでしょう。  
 c. 3月になれば、暖かくなるでしょう。  
 d. \*3月になる（の）なら、暖かくなるでしょう。

(a)、(b)、(c)の日本語は、(それらの間の違いをここでは無視すれば)、概ね ‘When March comes, it will become warm.’ と英語に訳される。他方、NARA 構文には、このような「時を表わす用法」はない。NARA 構文は本質的に条件の表現形態であると考えられる。以下の節で示すように、TO 構文および TARA 構文の「条件を表わす用法」は、それらの「時を表わす用法」から派生されると考えられる。他方、BA 構文は基本的には条件の表現形態であり、見かけ上の時を表わす解釈は表面的なものであると考えられる。

しかしながら、以下の分析では、これら4つの日本語の構文に対して、「時を表わす用法」と「条件を表わす用法」を理論的に識別することはしない。というのは、同一の構文がコンテキストに依存してどちらの用法も示す場合であっても、これら2つの用法は互いに密接に結び付いており、それぞれの構文に関して、もっと基本的な統一された形式化が可能であると想定されるからである。すなわち、ここでは、(少なくとも作業仮説として) それぞれの日本語の条件文のパターンは一意的に定式化されると想定し、外見上の不統一が見られる場



合には、それは何らかのコンテキストに関わる要因に情報論的観点から還元されると考えることにする。

この考えは、もちろん、きわめて強い仮説であり、事実上は、正しくないということになるであろう。たとえば、通時的にいて、これらのパターンのなかには、2つ以上の異なる用法が表層上は同一の形式につながっていったというように考えられる場合があるかもしれない。この点は、特に、BA 構文に対しては、十分考えられることである。しかしながら、以下では、このような不整合性を念頭におきつつも可能な限り、この強い仮説を保持したい。

次に、いわゆる、条件文の 'indicative' (ないしは 'non-counterfactual') な用法と 'subjunctive' (ないしは 'counterfactual') な用法の区別について簡単にふれる。結論としては、日本語の条件文の体系では、この区別は統語上顕在化されてはいない。日本語では、同一の条件文のパターン、さらには、同一の形式の文でさえも、その文の情報論的内容に対するわれわれの認識の仕方に応じて、'counterfactual' にも 'non-counterfactual' にも解釈されるのである。たとえば、次の例をみてみよう。<sup>1</sup>

- (6) a. 寒かったら、もっと着なさい。  
 b. 寒かったら、もっと着ますよ。

これらの文は、同じく TARA 構文の例であるだけでなく、その先件は同一の形式をしている。しかし、(a) は 'non-counterfactual' として解釈されるが、(b) はそうではない。(b) は、通常、'counterfactual' として解釈される (対応する英文は、"If I were cold now, I would put on more clothes." となる)。2つの文の違いは、前者ではその先件の主語が聞き手であるのに対して、後者では話し手である点である。この2つの条件文の (見かけ上の) 解釈の相違は次のように説明される。一般的にいて、われわれは、相手が寒く感じているかどうかについては定かではないが、自分自身の今の内的感覚については定かである。したがって、(b) は、通常の状態では、単純に 'non-counterfactual' として解釈するのは不自然になる。

英語では、この違いは条件文の直接法／仮定法的形式の選択として顕在化されるが、日本語では、同一の条件文の形式を用い、その識別はわれわれの推論 (inferential reasoning) に委ねられる。ちなみに、この例は、日本語の文法体系の基本的な特質につながっている。つまり、日本語は、表層においてさえも、「自」(ego) / 「非自」(non-ego) の区別、ないしは、いわゆる 'subjectivity' に基づく区別に (言語相対的に) 強く依拠していると考えられる。この点については、後で NARA 構文の分析に関連して再び取り上げる。

<sup>1</sup>この例文は、Akatsuka (1983) の中からとったものである。

### 3 TO 構文

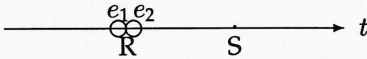
以下の節では、日本語の条件文のそれぞれの基本的パターンを考えてみる。まず、TO 構文から始める。

- (7) a. タバコをすうと、頭が痛くなる。  
b. タバコをすうと、めまいがした。

(a) は、話し手の現在の習慣的状态についての「一般的陳述」(general statement) を表わしている。(b) は、通常、ある特定の過去の出来事についての「個別的陳述」(specific statement) として解釈される。ただし、(b) の文の主節は、話し手の過去の習慣的状态について述べていると解釈することもでき、この場合には、(b) の文は一般的陳述を表わすことになる。しかしながら、ここでは、過去時制の文に一般的にみられるこのような曖昧性は無視することにする。いずれにせよ、TO 構文が「一般的」/「個別的」言明を表わすかどうかは、その文の主節の意味的性質に依っている。

TO 構文は、それが一般的陳述を表わす場合には、しばしば、英語の 'if  $p$ , then  $q$ .' に対応する。他方、それが個別的陳述を表わす場合には、つねに、2つの事象の間の時間的關係(temporal relation) を表わすだけであり、概ね、英語の 'when  $p$ ,  $q$ .' のパターンに対応することになる。しかしながら、既に述べたように、これら2つの用法を独立したものとして取り扱うのは適切であるとは考えられない。以下では、まず、TO 構文の「時を表わす用法」から始めることにする。というのは、その分析は TO 構文の基本的特質を明確に示すことになるからである。そして、次に、TO 構文が一般的陳述を表わす場合を取り上げ、その外見上の「条件的意味合い」がどのようにして生じるかについて考えてみることにする。以下に、個別的陳述を表わす TO 構文の例をいくつか挙げる。

- (8) a. 太郎が来ると、花子が帰った。  
b.



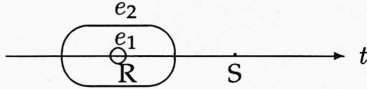
- (9) a. ?太郎が来ると、花子は帰るでしょう。  
b.



- c. ?? 太郎が来ると、花子は帰ったでしょう。

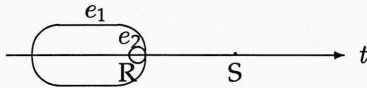
(10) a. 家を出ると、雨が降っていた。

b.



(11) a. 家で寝ていると、太郎が訪ねてきた。

b.



ここで、(b) の図は、それぞれ、対応する (a) の文の先件と後件の間の時間的関係を概略示したものである。図の中の  $e_1$ 、 $e_2$  は、それぞれ、先件と後件によって記述される出来事 (event) ないしは状態 (state) を表わしている。また、R と S は、それぞれ、Reichenbach の 'reference time'、'speech time' を示す。

それでは、これらの例に共通にみられる意味的特質を考えてみよう。まず、TO 構文の文がある談話の中で発話されると、その談話の 'reference time' は、自動的に、 $e_1$  に対応する時点—より厳密に言えば、 $e_1$  の終わりの点—にリセット (reset) される。<sup>2</sup> そして、TO 構文の先件は、後件の記述内容が解釈される場面 (scene) を情報論的に設定 (セットアップ) する働きをする。つまり、TO 構文の発話が与えられると、聞き手は、その先件が提示されるとともに、 $e_1$  の出来事 (ないしは状態) が成立している場面に導かれ、<sup>3</sup> そこで、いかなる関与的な時間の経過を介さずに付随的に、 $e_2$  によって記述される出来事 (ないしは状態) もまたその場面で成り立っているという情報を得ることになる。この2つの出来事 (ないしは状態) の間の「付随 (concomitance)」関係は、特定の場面ないしは状況に関して成立している認知的関係である点に注意しなければならない。以上の点は、TO 構文が表わす事象が現在であれ、過去であれ、未来であれ、同様である。そこで、TO 構文の基本的特質として、次の仮説を提示する。<sup>4</sup>

(12) 「付随性」(時間的隣接性) の仮説:

先件が与えられると、それと時間的に隣接して、その後件が付随的出来事として生じる／生じた／生じるであろう、というように解釈される。

<sup>2</sup> 談話の 'reference time' がどのようにリセットされるかについては、白井 (1991) の中のディスコース表示理論 (discourse representation theory) の枠組みに基づく分析を参考にされたい。

<sup>3</sup> より厳密に言えば、聞き手の「情報態」(information state) が、その先件の発話の前後に伴って、以上のようにアップ・デート (update) されることになる。最近の「動的意味論」(Dynamic Semantics) —たとえば、Groenendijk and Veltman (1994) を参照—の枠組みに基づき厳密な形式化を試みることは、別の機会に譲ることにする。

<sup>4</sup> 明らかに、この TO 構文の特質は、「A と B」というように2つの語句を等位的に接続する「と」の用法に関連づけられよう。

このように、TO 構文の先件は、情報論的にいって、その後件が付随して成立する状況をセットアップする働きをすることになる。

既に述べたように、TO 構文の先件はつねに非過去の時制であるが、この事実は次のように説明される。一般的にいって、われわれの時に対する認識は相対的であり、時間の座標軸の原点はシフトされうるし、このシフトは「暫定的」(provisional) な性質のものである。TO 構文の先件は、発話の解釈の時間的枠組み (temporal frame) に関して、このような暫定的なシフトの働きをする。したがって、あいまいな言い方をすれば、それらは話し手の意識の中では、つねに非過去（「現在」）であることになる。ちなみに、英語では、時や条件を表わす副詞節は、たとえそれが未来の出来事を示す場合であっても、現在形で表わされる。一方、日本語の TO 構文では、その先件は、それが現在、過去、未来のいずれの出来事に対応していても、つねに非過去（「現在」）の形式で表わされる。このように（客観的）時間に対してきわめて“むとんじゃく”であるという特色は、上で述べた TO 構文の基本的特質に裏付けられている。

TO 構文の第 2 の基本的特質として、次に挙げる「客観性」(objectivity) の仮説を提起する。<sup>5</sup>

(13) 「客観性」の仮説:

先件と後件の間の結び付きには、話し手の主観性 (subjectivity) は関与していない。

たとえば、さきの (8-a) の例を考えてみよう。事実としては、この文によって記述される 2 つの連続した出来事の間には、何らかの因果関係 (causal relation) があるにちがいない。たとえば、花子は太郎をととても嫌っていたかもしれない。しかしながら、TO 構文としては、話し手は、この点について中立であり—あるいは、たとえその因果関係を知っていたとしても、“中立的ふり”をして— $e_1$  の出来事に伴い、 $e_2$  の出来事が生じたことを客観的に述べているにすぎない。実際、話し手は、花子が太郎がやってきたことに伴い、なぜ帰らねばならないのか、まったくその理由が思いつかないというような発話状況も考えられる。

さきの (9-a) の文は、他の例文と比べて、多少不自然に感じられる。それは、この文の場合、話し手の推定が関与しており、したがって、話し手は、いわば、主観的ではない“客観的な推定”をしていることになるからである。ただし、(9-a) の文では、その推定は未来の（連続した）出来事についてであり、話し手がそれらの出来事間の結び付きをあたかも客観的に評価したとしても、さほど不自然とはならない。他方、話し手が TO 構文を用いて、過去の出来事間の結び付きに対しての推定を述べようとすれば、その発話はもっと不自然なものとなる。実際、(9-c) の文は、(9-a) に比べて、その文法性は悪くなる。

一般的にいって、過去の出来事についての条件的推定は、「反事実性」(counterfactualness) および話し手の主観的評価を伴いやすい。したがって、(単純な) TO 構文は、このような反事

<sup>5</sup>ちなみに、この TO 構文の特質は、引用の用法の「と」に関連づけられると考えられる。「引用」とは、文字通り、(他人の) 言明をそのまま客観的に引くことにほかならない。

実的陳述には適していないことになる。ちなみに、日本語では、TO 構文に形式上関連した、反事実的に使われる「周辺の」(peripheral) な構文が別個に用意されている。このパターンは、概略、‘*p to suru to, q.*’ という形式で表わされる。この構文は、英語の “Supposing that *p, q.*” の形式と同様に、基本的な条件文のパターンではないので、ここでは問題にしない。

次に、TO 構文が「一般的陳述」(general statement) に関して使われる場合を簡単に取り上げる。この場合には、見かけ上、「必然性」(necessity) の意味合いが生じるが、その定式化に関しては何ら目新しい点はない。それらは、これまで問題にしてきた TO 構文の個別的陳述のたんなる“一般化”(generalization) にすぎず、基本的には、その必然性の意味合いは、さきに(12)で挙げた「付随性」の特質から導かれるにすぎない。

たとえば、「太郎は、酒をのむと、顔が赤くなる／めまいがする／冗舌になる。」という文は、図式的には、次に示すパターンとして分析されよう。

- (14) a. 太郎は、酒を飲むと、(どうなるか)  
 b. 顔が赤くなる。  
     めまいがする。  
     冗舌になる。

つまり、この場合、われわれは、まず、「太郎が酒を飲むと、彼に何が起こるか」(“When Taro drinks sake, what will happen to him?”) という“問い”を設定し、次に、その“答え”として、「顔が赤くなる」等という付随した(時間的に隣接した)帰結を与えているにすぎない。その先件は、個別的 TO 構文の場合と同様に、問題の場面ないしは状況—ただし、それは特定の時間に依存してはいない—をセットアップする働きをしている。一般的 TO 構文では、その言明が一般的であるために、この先件と後件の間の付随的結び付きが「必然的」関係として見なされ易いにすぎない。

TO 構文に関しては、最後に、久野(1973)の中で指摘された観察についてふれておこう。<sup>6</sup>

(15) (久野 1973)

1. The action or state represented by  $S_2$  is required to take place after that represented by  $S_1$  is completed.
2.  $S_2$  cannot represent a command, a request, or some form showing determination.
3.  $S_2$  must represent an event that the speaker could observe objectively.

<sup>6</sup>ただし、以下に挙げる観察は、Kuno が TO 構文に関して実際に指摘している観察の全てでもなければ、該当する箇所も—Kuno の言い方を(部分的に)利用してはいるが—必ずしも同じようにはまとめていない。したがって、厳密には、以下のまとめは久野(1973)からの引用とはいえない。しかし、まとめ方が彼とは異なるとしても、Kuno もほぼ同様の指摘をしている(cf. 久野(1973: pp. 193–194))。

これらの観察は、すでに (12)、(13) で挙げた TO 構文の基本的特質に基づき、自然に説明される。したがって、それらは、ここでの TO 構文に関する仮説を支持する追加的事実にすぎない。

(15-1) の観察に関しては、次の例を参照されたい。

(16) \*家に帰ると、途中で太郎に会った。

(17) \*ヨーロッパに行くと、妻と一緒に連れて行く。

これまでなんども述べたように、TO 構文では、その先件は、引き続き後件の記述が解釈される場面ないしは状況をセットアップする働きをする。しかし、これらの例を解釈するには、その後件の記述内容は、情報論的にいって、先件によって既に記述された出来事が完結するプロセスを、いわば、いま一度“引き戻す”ことを強いることになり、その解釈は不自然、ないしは、きわめて“負荷”(コスト)が高いといえる。

(15-2) および (15-3) の観察に関しては、以下の例を参照されたい。

(18) \*寒いと、もっと着なさい。(命令)

(19) \*春になると、カルフォルニアに行ってください。(要望)

(20) \*太郎が来ると、僕は帰ります。(決意)

(21) \*太郎が来ると、一緒に食事をしたい。(欲求)

(22) この薬を飲むと、僕は眠くなった。

(23) \*太郎が来ると、僕は帰った。

まず、(18) ~ (21) の例が示すように、命令、要望、決意、欲求といったきわめて主観性(意図性)が強い発話行為は TO 構文にはマッチしないことになる。さらにいえば、TO 構文では、たとえ、話し手が自分自身の内的状態 (internal state) における変化について述べる場合であっても、話し手は(あたかも)この変化を客観的立場から記述することになる。たとえば、(22) の例では、話し手が眠くなるためにこの薬を飲んだというような意味合いは含まれていない。つまり、話し手の側には、なんら意図性は関与していない。最後に、(23) の例をみてみよう。(23) と (22) の例の重要な違いは、(23) では、その後件には話し手の意志的行為 (volitional act) が関わっているということである。一般的にいって、自分自身の意志的な行為に対して客観的観察をあたえるのは不自然である。実際、(23) の日本文に対応する英文として、“When Taro came, I left.”ではなくて、そのより“忠実な訳”(more literal translation)である“\*Upon Taro’s coming, I observed that I left.”を考えたならば、その英文自体も不自然である。

## 4 BA 構文

歴史的にあって、BA 構文による条件文は、日本語の条件文の他のパターンよりも、より基本的であると想定される。しかしながら、近ごろでは、日本語の母語話者は、BA 構文よりも、TO 構文や TARA 構文の方を可能な場合には好んで用いる日常的傾向があるように思われる。この傾向は、1 つには、BA 構文に含まれるかなり強い「必然性」(necessity) の意味合いに起因すると想定される。

BA 構文は、しばしば、日本語の諺の中で見いだされる（次の例を参照）。

(24) 楽あれば、苦あり。

(25) 所かわれば、品かわる。

(26) 住めば、都。

諺は、その基本的性質として、(言語共同体の中で) “よく知られた事実” (well-known fact) として共有された “必然的” な言明である。ただし、この「必然性」の概念は、もちろん、従来の標準的な様相論理における論理的真偽に関する必然性ではなく、あくまでも認知的なものである。<sup>7</sup>

ちなみに、歴史的にあって、日本語の助詞「は」と条件文の「ば」とは、同一の起源をもつという考えがある。<sup>8</sup> また、Shirai (1986) では、主語が「は」でマークされた文に対する論理分析として、ある種の(認識上の)必然性を想定している。このような形式論理的観点からも、「は」と「ば」の間には密接な関連が考えられる。より一般的な観点からすれば、この関連性は、いわゆる、'categorical statement' / 'conditional statement' の間の相互互換性に帰着されると想定される。ここでは、この問題にこれ以上深入りするつもりはない。

次に、BA 構文を TO 構文と比較しながら、その基本的特質を考えてみる。既に述べたように、TO 構文は、見かけ上の「条件を表わす用法」にもかかわらず、その「時を表わす用法」が基本である(さきの (8-a)、(10-a)、(11-a) の例を参照)。他方、BA 構文はこのようには用いられない(以下の例を参照)。<sup>9</sup>

(27) \*太郎が来れば、花子が帰った。

(When Taro came, Hanako left.)

(28) \*家を出れば、雨が降っていた。

(When I left home, it was raining.)

<sup>7</sup>自然言語の様相概念の取り扱いについては、白井(1986)を参照されたい。

<sup>8</sup>日本語の助詞「は」は、現代日本語の表記体系においても、その音価にもかかわらず、「わ」とは表記されない点に注意されたい。

<sup>9</sup>ここでは、それぞれの BA 構文に対応する英文の意味で解釈する場合を問題にしている。



(29) \*家で寝ていれば、太郎が訪ねて来た。

(When I was lying in bed at home, Taro came to see me.)

BA 構文は、本質的に、条件的性格であり、つねに、英語の ‘if *p*, then *q*.’ のパターンに概ね対応することになる。したがって、英語の条件文が、（共起する他の表現によって、そうでないことが明示的にマークされない限り）「必然性」の意味合いをもつと同様に、BA 構文にもこの意味合いが含まれることになる。たとえば、次の例を考えてみよう。

(30) a. 太郎は、酒を飲むと、冗舌になった。

b. 太郎は、酒を飲めば、冗舌になった。

既に述べたように、(30-a) のような TO 構文は、その主節の読みに応じて、曖昧となる。(30-a) は、個別的過去の出来事を表わす場合には、“When Taro drank sake (at that time), he became talkative.” という英文に対応し、太郎の過去の習慣的状态を表わす場合には、“Whenever Taro drank sake, he became talkative.” という英文に対応する。しかしながら、(30-b) の BA 構文はこのように曖昧ではなく、前者の読みはない。

BA 構文の「必然性」の意味合いがどこから生じるかについて、さらに考えてみる。この問題に対しては、2つの考え方があろう。1つには、我々は、この必然性の意味合いは、それ自体、(条件文としての) BA 構文の本質的特質であるというように想定することである。あるいは、BA 構文のこの特質は、本質的なものではなく、このパターンのもつより基本的な特質から派生されるというように仮定することである。これらのいずれを選ぶべきかは、難しい問題であるが、ここでは、他の要件が同じであれば、後者の仮定を維持する方がより興味深いと思われるので、以下では、この考え方に基づく1つの可能性を提起したい。

再び、BA 構文と TO 構文を比べてみる。たとえば、典型的な例として、次の文の対を考えてみる。

(31) a. この薬を飲むと、眠くなるよ。

b. この薬を飲めば、眠くなるよ。

これらの文は、それぞれ、TO 構文/BA 構文であるという点を除けば、表層上はまったく同一である。したがって、それらは、両構文に関する ‘minimal pair’ を成している。

これらの文には、対応する英文では表現することがきわめて難しい微妙な違いが認められる。まず、(31-a) の文は、さきの (22) の個別的 TO 構文に関連する一般的 TO 構文の例である点に注意されたい。既に指摘したように、(22) では、主体 (agent) がその薬を飲むことによって眠くなろうとする意図は含まれていない。この点は、(31-a) に関しても、同様である。この発話に対する自然な状況は、次のようになろう：話し手が聞き手がその薬を飲むとしているのを目撃した際に、話し手はそれが眠気を催すことを知っていて、聞き手にそれを飲

まないように警告している。他方、(31-b) に対する自然な発話状況は、次のようになろう：話し手は、聞き手が（何らかの理由で）睡眠を得たいのを知っていて、そこで、その薬を飲むように忠告している。以上のコノテーションの違いは、日本語の終助詞「よ」の発話状況に基づく解釈の仕方に対応している。一般的に言って、「よ」のような日本語の終助詞の働きは、発話の情報論的解釈に基づき規定され、それは、それが付加される発話の内容に対する話し手の態度 (attitude) を示す。「よ」の働きは、一般的には、概ね、“I’m telling you” ないしは、“I’m informing you” という英語の表現に対応すると考えられるが、個別的な発話状況では、さらに、“I’m warning you”、“I’m suggesting (advising) you” などというように特定化されることになる。

先に進む前に、以上の観察について但し書を付けておかねばならない。既に指摘したように、今日の日本語話者は、一部には、可能であれば、BA 構文の代わりに、TO 構文をより好んで用いるという日常的傾向がみとめられる。したがって、この場合、上で述べた第2の発話状況に対しても、(31-b) とともに、(31-a) も用いることが十分に考えられる。さらにまた、BA 構文も一般的 TO 構文も、表層上、「必然性」の意味合いを含んでいる（ただし、既に述べたように、その意味合いの“出所”は異なる）。したがって、言語運用において、さきの(31)のような微妙な場合には、（個人差があるにしても）両者が混用されることは十分に考えられることである。（少なくとも）これらの要因のために、さきの例に対する我々の判断（直観）はきわめて困難になろう。

しかし、たとえ、さきの後者の発話状況で TO 構文を（過大的に）用いたとしても、やはり、TO 構文の特質である「客観性」が感じ取られる点に注意されたい。したがって、もしも、聞き手がその薬を飲んでも期待した効果が得られなかったとしても、話し手は、さほど、いわばその“責任”を感じる必要はないであろう。他方、BA 構文を用いた場合には、問題の因果関係は、話し手のより深く（主観的に）内在化されている知識の表明とみなされる。したがって、もしも期待した効果が得られないならば、話し手の発話（忠告）はより深刻な意味で間違っていたことになる。（既に指摘したように、BA 構文の‘conditional statement’は、WA 構文の‘categorical statement’に関連づけられる可能性がある点に注意されたい。）

そこで、相手が(31)の言明が誤りであったことに気づいたという状況を考えてみよう。

- (32) a. あなたは、この薬を飲むと眠くなるといったけれど、眠くならないよ。  
 b. あなたは、この薬を飲めば眠くなるといったけれど、眠くならないよ。

(32-a) では、話し手は、予期した出来事が実際には起きなかったことに対して、驚きを表わしている。他方、(32-b) では、話し手の側には、もっと“感情的”(emotional) な反応が含まれている（「君は嘘つきだね。」）

BA 構文に含まれる「必然性」の意味合いがどこから生じるか、という問題にもどることにしよう。(31-b) の例に関する議論から、BA 構文の条件的結び付きについて、「十分性」

(sufficiency) の関係が想定される。たとえば、(31-b) の場合には、話し手は、その薬を飲むことが眠くなるのに十分であると表明している。この「十分性」の仮説に基づけば、BA 構文を発話する際の話し手の情報態 (information state) に関する記述 (の一部) として、次に図式的に示した一種の“問い-答え” (question-answer) のパターンが想定される。

(33) 「十分性」の仮説:

'p-eba, q.'

Q: q が成立するには、何が成立することが十分であるか。

A: p.

この BA 構文の解釈のパターンは、TO 構文の場合とは反対の方向である点に注意されたい。

(34) 'p to, q.'

Q: p が成立するにともない、何が成立するか。

A: q.

BA 構文の基本的特質としての「十分性」の仮説を支持する事実として、以下の例を考えてみよう。

(35) a. この薬を飲めば、タバコがすぐにやめられるよ。

b. (\*) この薬を飲めば、病気がもっとひどくなるよ。

(36) a. 1日に10時間勉強すれば、希望する大学に受かるよ。

b. (\*) 1日に10時間勉強すれば、気がへんになるよ。

(35) の例で、話し手が聞き手にその薬を飲まないように忠告しているという状況を考えてみると、(b) の発話は不自然となる。この場合、「十分性」の仮説に基づけば、話し手は、病気がさらにひどくなるためにはその薬を飲むことが十分であると表明していることになるが、このような“忠告”が有意義であるような状況はきわめて不自然である。(36-b) についても、同様の説明が与えられる。

以上の観察には、但し書が必要になる。これらの (b) の発話には、別の解釈も可能であり、その場合には不自然とはならない。さきに (35-b) の発話を考えた際には、聞き手がまだその薬を飲んでいなくて、これからそうしようとしている状況を想定していた。今度は、聞き手がその薬をすでに飲んでいて、話し手が知っていて、その結果、聞き手の病気がひどくなったという状況を考えてみる。この場合には、(35-b) の文を使うことができ、それは、「君がこの薬を飲んで病気がひどくなったのは、当然のことだよ」というように解釈される。この場合にも、さきの場合と同じく、問題の因果関係は話し手の (主観的) 知識として内在していて、その情報を聞き手に表明している点ではかわりがないが、いわば、“忠告”の質が異なっている。

BA 構文の必然性の意味合いをさらに基本的な特質に還元する可能性を求め、「十分性」の仮説を提起した。しかし、この仮説に基づく BA 構文の特徴付けは、BA 構文の用法一般に対して包括的であると想定するのは無理であろう。実際、上で指摘した第 2 の解釈がその仮説によって説明されるかは定かでない。この解釈の図式化は、さきの (33) での単純なパターンにはマッチしていない。したがって、「十分性」の仮説は、BA 構文の部分的用法にのみ対応すると想定すべきであろう。通時的にいて、現代日本語の BA 構文の一般的形式が異なる形態から発展してきたということは十分に考えられる。<sup>10</sup> いずれにせよ、BA 構文は、条件文として必然性の意味合いをもち、それらは、(談話の流れの中での) 話し手の情報態に基づき、話し手の内在化された条件的制約関係に関する知識を表明する働きをしている。

## 5 TARA 構文

TARA 構文は、TO 構文と同様に、英語の ‘When  $p, q$ .’ のパターンに対応する場合もあれば、‘If  $p$ , then  $q$ .’ のパターンに対応する場合もある (次の例を参照)。

(37) 今夜主人が帰ってきたら、電話します。

この文は、その先件の情報論的内容に対する話し手の態度に応じて、“When my husband comes home tonight, I’ll call you.” という英文に対応する場合もあれば、“If my husband comes home tonight, I’ll call you.” という英文に対応する場合もある。話し手が、夫が—たとえば、彼の日常のルーティンの一部として—今夜(も)帰ってくると思って発話したという状況では、前者の英文に解釈される。他方、もしも、彼女が夫の帰宅について(何らかの理由のために)そのような想定していない場合には、後者の条件的言明として解釈される。TO 構文の分析の場合と同じく、TARA 構文の「時を表わす用法」と「条件を表わす用法」とは互いに密接に関連しているので、それらを独立に取り扱うのは適切ではない。

(37) の TARA 構文に関する形態上の重要な点は、‘-tara’ が完了時制 (perfect tense) の接辞であるということである。<sup>11</sup> そこで、この場合、TARA 構文の性質として、その先件が表わす出来事が後件の内容に先だって完了するという点を挙げることができる。したがって、既に TO 構文に関して挙げた (15-1) の制限が TARA 構文にも当てはまるのは、不思議なことではない (次の例を参照)。

(38) \*家に帰ったら、途中で太郎に会った。

(39) \*春にカリフォルニアに行ったら、僕も一緒に連れて行ってください。

<sup>10</sup>たとえば、今日の日本語の述語の BA 条件形式が 2 つの異なる古い形態である “-eba” と “-aba” の両方に対応するということも関連しているかもしれない。

<sup>11</sup>この場合、‘-tara’ を過去時制の接辞と考えるのは適切ではない。実際、(37) は、未来の出来事について用いられている。

しかしながら、両構文がこの制限を遵守する理由は、異なっている。TO 構文では、この事実は、既に述べたように、その基本的特質である「付随性（時間的隣接性）」に起因している。他方、TARA 構文では、それがこの条件によって制限される場合には、それは完了時制の接辞自体の機能の直接の結果であるといえる。

TARA 構文には、さきの (15-2) の制限は当てはまらならない。つまり、その後件は、命令、要望、決意などの主観性の強い発話行為に関わっていてもかまわない。実際、(37) の例では、話し手の意図が関与している（cf. (20)）。また、次の例も参照されたい。

- (40) a. 春にカリフォルニアに行ったら、ジョンによろしくいってください。（要望）  
 b. 春にカリフォルニアに行ったら、まずジョンに会いたい。（欲求）

しかし、TARA 構文には、それが過去の出来事を表わす場合には、次に挙げる興味深い制限がある。この点は、TARA 構文の基本的特質を考えるうえで重要なヒントになる。

- (41) (久野 1973):

When this pattern [ $S_1$  tara,  $S_2$ .] is used to refer to past events, there cannot be self-controllable timing between the action or event represented by  $S_1$  and that represented by  $S_2$ .

例を挙げて、Kuno の指摘したこの制限を説明しよう。<sup>12</sup>

- (42) a. \*山田先生の家に行ったら、勉強した。  
 b. 山田先生の家に行ったら、勉強させられた。
- (43) a. \*家に帰ったら、ご飯をつくった。  
 b. 家に帰ったら、手紙がきていた。
- (44) a. パリに行ったら、ジョンに会います。  
 (I will see John, if I go to Paris.)  
 b. パリに行ったら、ジョンに会いました。  
 (I (accidentally) met John, when I went to Paris.)

(42-a) では、その後件によって表わされる出来事は、その主体がコントロールできる性質のものである。「勉強した」という出来事が成立するか否かに関して、その動作主である主体は自ら、直接、関与しうる。したがって、先件と後件の連続した2つの出来事の結び付きに対して、その主体の（自主的な）意図や計画を考えることが可能である。他方、(42-b) の場合には、「勉強させられた」という出来事は、その主体が自らコントロールする性質のも

<sup>12</sup>以下の例および説明は、久野 (1973: pp.180-183) に準拠している。

のではない。この場合、話し手は、ある人物の家に行った際に、自らの意図や計画とは関係なく、たまたま勉強するという事態になったのである。彼がそこで勉強したという事態は、いわば、偶然（“ハプニング”）であり、先件と後件の連続した2つの出来事の結び付きには、主体の自主性は関与しえない。同様の観察が(43)の例についてもいえる。(43-a)では、後件の「ご飯をつくった」という出来事は主体のコントロール可能な行為に基づくものである。他方、(43-b)の場合には、話し手は、帰宅した際に、（偶然）手紙が届いていたのを見つけたのであり、2つの時間的に連続した出来事のつながりには、主体の意図とか計画は関与してはいない。

(44)の例は、多少、複雑である。まず、日本語の動詞「会う」は、‘self-controllability’ という意味的性質に関して曖昧 (ambiguous) である点に注意しなければならない。‘self-controllable’ な動詞としては、英語の “meet with” (“interview”) に対応し、そうではない場合には、英語の “encounter” (“accidentally meet”) に対応する。(44-a)では、「会う」は ‘self-controllable’ な動詞として使われている。しかしながら、この文は過去の出来事を表わすのではないので、さきの Kuno の観察に対する反例とはならない。(44-b)では、「会う」は ‘self-controllable’ な動詞として使われてはいない。したがって、さきの (42-b)、(43-b) の場合と同様に、過去の出来事を表わしていても何ら不自然にはならない。

以上の久野 (1973) の観察は、TARA 構文の下位クラスに関するものであるが、TARA 構文の基本的特質として、きわめて参考になる。そこで、この問題を考えるうえで、まず、次の仮説を提起したい。

(45) 「偶発性」の仮説:

‘p-tara, q.’ (過去の出来事を表わす場合)

p の成立の後で、q が “偶発的” に成立した。

この仮説は、明らかに、このままではいくつかの問題点がある。まず第1に、“ ” でくくられたきわめてあいまいな用語が使われている。それを何らかの形式的枠組みに基づき、明瞭化する仕事が残されている。さらに、この仮説が仮に何らかの形で維持できるとしても、なぜ、それが過去の出来事を表わす場合のみに適用されるのかについて、説明を与えねばならない。Kuno はその理由については何も述べてはいないで、たんに、さきの彼の一般化は未来の出来事の場合には適用されないと指摘しているだけである。

確かに、(44-a) や (40-b) の例のように、TARA 構文が未来の出来事を表わす場合には、たとえ、その先件と後件の間の時間的つながりが話し手の意図や計画に依存していても、その発話はまったく不自然ではない。しかしながら、TARA 構文が未来の出来事を表わすからといって、つねに、先件と後件の結び付きに「偶発性」が含まれないというわけではない(次の例を参照)。

(46) この正月にハワイに行ったら、何人かの芸能人に会うだろう。

(46)の後件の中の「会う」は、英語の“*encounter*” (“*accidentally meet*”)の読みで解釈される。話し手は、芸能人に会う計画でこの正月にハワイに行くと、(少なくとも、この発話自体の中で)述べているのではない。“たまたま”会うことになるだろう、といているのである。したがって、この場合には、TARA 構文が未来の出来事を表わす場合であっても、上の仮説が成り立つ。

したがって、TARA 構文が未来の出来事を表わしていても、さきの(過去の出来事に関する) Kuno の観察およびわれわれの仮説が当てはまる場合と、そうではない場合とを識別しなければならない。その識別の“鍵”は、TARA 構文の後件に含まれる「発話行為」の“質”の違いにあると思われる。<sup>13</sup>「偶発性」の仮説が適用されない(40-b)、(44-a)、のような例では、話し手の欲求、意志(決意)といったきわめて主観性の強い発話行為が関与している。他方、その仮説が適用される(46)の例では、たんなる話し手の推定が含まれているだけである。

TARA 構文がきわめて主観性の強い発話行為をとまなう場合には、その先件と後件が表わす2つの時間的に連続した出来事の自然な流れは、後件を発話する際にいったん“切られる”ことになる。他方、そのような発話行為をとまなわない場合には、その発話は時間的に連続した出来事の自然な流れを表わし、その場合には、TARA 構文の基本的特質である「偶発性」がこれら2つの出来事の結び付きの仕方に対して感じ取られることになる。

Kuno は、過去の習慣は、現在からふりかえて見た場合には、“*a natural course of events*”を構成し、“*a self-controllable action*”とはみなされないと述べて、次のような文が自然な発話である事実を説明している (cf. *ibid.*, p. 183)。

(47) 夏になったら、よくニューヨークに行きました。

「ニューヨークに行く」という行為自体は、その主体がコントロール可能な行為であるので、この Kuno の言明を文字通りとれば、矛盾した言い方になる。しかし、ここで問題にしているのは、動詞自体が表わす行為の意味的性質ではなくて、発話全体の情報論的内容である。この点において、過去の習慣は、回顧的に述べられている場合、主体の意図でコントロールされない“事其自然の成り行き”に対応している。

以上の議論に基づき、さきの仮説を(暫定的に)次のように修正したい。

(48) 「偶発性」仮説:

‘*p-tara, q.*’ (主観性の強い発話行為を伴わない場合)

*p* と *q* の表わす出来事は、主体の意図による必然的な結び付きではない“事其自然の成り行き”を表わす。

もちろん、この修正された仮説も、このままの形では、きわめて不十分であり、その中には依然として( )で但し書がついており、また“ ”であいまいな用語が使われている。さら

<sup>13</sup>次の NARA 構文の分析でも、後件に含まれる「発話行為」の“質”の違いが重要な働きを担うことになる。



に、以上の議論ではまったくふれていない TARA 構文の他の用法が残されているが、これ以上は深入りせずに、われわれが問題にする第4のパターンである NARA 構文の分析に進むことにする。ただし、1つの例を最後に挙げておこう（その分析はあえて示さない。）。

(49) 野球に「たら」は禁物だ。

## 6 NARA 構文

典型的な NARA 構文の例として、次の文をみてみよう。

(50) 太郎が来る／来た（の）なら、僕は帰る。

この日本文は、英文の “If it is the case that Taro is coming / Taro has come, I will leave.” に対応する。ここで、“if it is the case that” の部分は、NARA 構文の中の「のなら」という形式の働きに相当している。この例が示すように、NARA 構文の先件は非過去時制と完了時制（過去時制）のどちらでもよい。以下では、NARA 構文の基本的特質について、その先件と後件を別個に取り上げて議論を進める。

久野 (1973) では、NARA 構文について6つの観察が挙げられているが (cf. *ibid.*, p. 176)、以下に、その最初の3つを示す。そして、まず、Kuno の考えに準拠して、それぞれの観察を説明することにする。

(51) (久野 1973)

1. The speaker presents  $S_1$  as the assertion by the hearer (or people in general) without completely agreeing with it.
2. It is ungrammatical unless  $S_1$  represents a state or an action that the hearer (or people in general) can assert.
3. This pattern cannot be used when  $S_1$  is an event that is certain to happen (for example, “summer comes”).

Kuno の (51-1) の観察に関しては、以下の例を参照されたい。

(52) 僕が間違っているのなら、あやまります。

(If I am at fault (as you assert), I will apologize.)

(53) どうせ死ぬのなら、早く死んだほうがいい。

(If we are going to die (as they say we are), I would rather die soon.)

これらの例では、NARA 構文の先件によって与えられる断定 (assertion) は、話し手自身ではなく、聞き手ないしは世間一般による考えに—直接的にせよ間接的にせよ—基づいてい

る。上の例では、久野 (1973) に準拠して、対応する英文の中に “as you assert” のような表現を便宜上付け加えることによって、この点をみやすくしている。

(52) の例では、話し手が間違いを犯しているという主張は、話し手自身のものではなく、話し手が聞き手との談話の流れの中で（仮に）想定しているのにすぎない。（Kuno は、この場合、その主張は聞き手によるものであると（単純に）述べている。）話し手が (52) のように述べたとしても、話し手は必ずしも自分が間違っていることに完全に同意しているとはいえない。話し手は、暫定的にその言明を認め、この想定に基づき、引き続き陳述しているのにすぎない。(53) の例では、その先件の言明は、話し手と聞き手との談話での相互作用に基づき得られたというよりは、いわば、世間一般に共有されている性質のものであり、(52) の場合とはこの点で異なっている。（Kuno は、この場合には、その先件の主張の担い手が “people in general” であると（あいまいに）述べて、さきの場合と区別している。）

第 2 の観察に関しては、次の文の対を参照されたい（cf. (6)）。

(54) a. 寒いのなら、もっと着なさい。

(If you are cold (as you assert), put on more clothes.)

b. \*寒いのなら、もっと着ますよ。

(If I am cold (\*as you assert), I will put on more clothes.)

一般的にあって、我々は他者の内的感覚について確定的に断言することはできない。したがって、(a) の先件のように、聞き手が自分自身の内的感覚について断定する場合はよいが、(b) の先件のように、聞き手が相手（話し手）の内的感覚について断定することはできない。したがって、第 1 の観察を仮定すれば、(54-b) の文が不自然である事実も説明されることになる（cf. 「寒そうにみえるのなら、もっときますよ。」）。Kuno の第 2 の観察は、第 1 の観察から導かれる NARA 構文の特質である。

この例でも示されるように、日本語では、「自」(ego) / 「非自」(non-ego) の区別、ないしは、いわゆる ‘subjectivity’ に基づく区別が表層においても重要な働きを担っている。次に挙げるのは、この点に関してもっともよく引合いに出される例である。

(55) a. 僕は悲しい。

b. \*太郎は悲しい。

(56) a. \*僕は悲しそうだ。

b. 太郎は悲しそうだ。

別の（より複雑な）例を挙げると、この区別は、日本語における、いわゆる、「命題態度報告」(propositional attitude report) の問題にも関わっている（次の例を参照）。<sup>14</sup>

<sup>14</sup>この例は、Akatsuka (1978) で挙げられている例に依っている。

- (57) a. 僕は第3次世界大戦が起きると思う／信じる。  
 b. \*太郎は第3次世界大戦が起きると思う／信じる。  
 c. 太郎は第3次世界大戦が起きると思っている／信じている。  
 d. 君は第3次世界大戦が起きると思うか／信じるか。

日本語の「思う」、「信じる」という動詞は、英語の“think”、“believe”とは異なり、状態的 (stative) な動詞ではない。それを状態的にするためには、「思っている」、「信じている」という形式にしなければならない。上の例が示すように、興味深いことに、主語が1人称の場合には、たんなる「思う」、「信じる」という表現を使うことができる。また、疑問文にすると、主語が2人称である時にこれらの表現を同様に使うことができる。どちらの場合であれ、その命題態度報告の主体は「自」である点に注意されたい。このような場合には、これらの動詞は、いわば、‘performative verb’として用いられていると想定されるが、ここでは、これ以上立ち入らないことにする。

Kuno の第3の観察に関しては、次の例を参照されたい。

- (58) a. \*夏になるのなら、パリに行きます。  
 b. 今すぐ夏になるのなら、パリに行きます。  
 c. 今年も暑い夏になるのなら、シドニーに行きます。  
 d. 太陽が西からのぼるのなら、君と結婚するよ。

春、夏、秋、冬という年間の季節の巡りあわせとして、夏がいずれ (しかるべき時に) やってくるというのは、必ず起こるべき出来事であり、(58-a) の「夏になる」という言明をこのように解釈するならば、この NARA 構文は不自然となる。しかし、夏が今すぐやってくるかどうかはまったく定かではない。また、今年も確かに (しかるべき時に) 夏がやってくるが、それが暑い夏になるかは定かではない。したがって、(b)、(c) は、(a) とは異なり、不自然とはならない。(d) の例は、この NARA 構文に対する制約を、いわば、“逆手にとった” 修辭的言い回しと考えられる。

次に、以上の Kuno の観察を修正・発展して、NARA 構文の先件の基本的働きを抽出することにする。Kuno は、NARA 構文の先件の断定は話し手自身によるものではないと述べているが、この指摘は正しくはない。たとえば、次の例を考えてみよう。<sup>15</sup>

- (59) こんなに喜んでくれるのなら、もっと早く来ればよかった。

この文を解釈する発話状況として、話し手が病院に入院している友人を見舞いにきて、その友人が自分に会えてとても喜んでくれたので驚いているという場面を考えてみる。この場合には、話し手は、自分がこれまでは予想しなかった新しい事実と直面したわけである。明

<sup>15</sup>この例は、Akatsuka (1983) に依っている。

らかに、その先件の断定は話し手自らによるものであり、他の誰によるものでもない。話し手は、たっただいまその事実を（自分がおかれている場面から）自らみつけたのである。

この場合も、さきに挙げた他の例と共通する特質を備えている。すなわち、NARA 構文の先件に含まれる断定的陳述 (assertive statement) は、その文を発話する際に新たに話し手の情報態に導入された情報論的内容として働いている。この内容は、多くの場合、いわゆる“新情報”(new information) に相当しているが、必ずしも、この概念に合致するとはかぎらない。たとえば、Kuno が「'people in general' による断定」として区別した (53) の場合を再び考えてみよう。この場合には、その先件の言明は、世間一般に共有されている、いわば、“デフォルト的”言明であり、話し手にとって、'new information' であるとは必ずしもいえないであろう（もっとも、この点は、そもそも 'new information' なる（理論的？）概念をどのように定義するかということに依存している）。確かに、その発話によって、その言明が真であることが初めて想定されたわけではないが、この場合でも、それが、話し手の情報態において、その発話の時点で、いわば、新たに“表面に浮かび上がった”('salient' になった) といえる。以上の議論に基づき、Kuno のこれまでの観察は、次に挙げる NARA 構文（の先件の用法）に関する基本的特質として、一般化されることになる。

(60) 先件に含まれる断定的陳述は、その時点での談話の流れや発話の場面に基づき、話し手の情報態において（新たに）導入されるべき内容を表わしている。

この一般化に基づけば、さきの (54) の例も（Kuno とは多少異なる仕方）で説明される。(b) の文が不自然であるのは、Kuno が主張するように、その先件の想定が 'if I am cold (\*as you assert)' というように解釈されるからではなく、たんに、その言明が話し手自身の内的感覚についてのものであり、一般的に言って、話し手は自らの今の内的感覚に関して確かであり、その情報論的内容が自分にとって新たに導入されるというのは（通常の場合には）不自然であるからである。

(60) の一般化を支持するより複雑な例を挙げよう。

- (61) a. A: 僕は春にカリフォルニアに行くよ。  
 b. B: 君が行くのなら、僕も行くよ。  
 c. B\*僕が行くのなら、太郎も行くだろう。  
 d. A: 君が行くのなら、太郎も行くだろう。

上の一連の談話の例では、まず、話し手 A が B に「僕は春にカリフォルニアに行くよ。」と述べたのに対して、B が A に「君が行くのなら、僕も行くよ。」と応えたとする。ここまでは、談話の流れに何も問題はない。しかし、もしも、B がその発話にすぐ続けて、(c) のように述べたとすると、その談話は座りが悪く感じられる（この場合には、(c) の代わりに、「僕が行けば、太郎も行くだろう。」と言わなければならないであろう。）。(b) が発話された談話

の時点では、A が春にカリフォルニアに行くという情報はちょうどこの時に（新たに）B の情報態に導入されたものである。したがって、(b) の発話は、(a) の応答としてまったく問題はない。しかし、B が引き続き (c) を発話する談話の時点では、B は、直前の自分自身の発話の中で、春にカリフォルニアに行くつもりであると自ら述べているわけであるから、この情報は既に B の情報態において確立されている。したがって、B の (c) の発話は、さきの一般化の制限に抵触することになる。要点は、同一の話者 B が引き続き発話しているということである。もしも、(c) の代わりに、A が B の (b) の発話に続けて、(d) のように「君が行くのならば、太郎も行くだろう。」と述べたとしても、談話の流れとして何も不自然ではない。

NARA 構文の後件の用法に関する議論に入る前に、日本語の助詞「は」の働きと関連する興味深い事実を指摘しておきたい。日本語文法では、通常、助詞「は」の機能は、いわゆる“主題”の「は」（‘thematic’ *wa*）と“対比”の「は」（‘contrastive’ *wa*）の2つに（便宜上）区別される。<sup>16</sup> 英語でこの区別を付けたい場合には、前者の「X は」に対しては ‘Speaking of X’、後者に対しては ‘As for X’ というように表わされることがある。そして、しばしば、（通常の場合、きわめてあいまいに）前者の X は ‘old information’ に対応し、後者の X は ‘new information’ に対応するという言い方がされる。ここでは、この問題自体にふれるつもりはまったくないが、NARA 構文に関連する点だけを指摘しておく。

これまでの NARA 構文の議論では、「なら」という形態が節に付加されている場合だけを問題にしてきたが、実は、「なら」は名詞句にも直接付加される（次の例を参照）。

(62) 太郎なら、庭で遊んでいるよ。

(As for Taro, he is playing in the yard.)

(If it's Taro you want to know about, he is playing in the yard.)

このタイプの NARA 構文は、(62) の例で対応する英文によって概略示したように、英語の ‘As for X’ のパターンにきれいに対応している。<sup>17</sup> 明らかに、この助詞「なら」の取り立て詞的用法は、さきに (60) で挙げた NARA 構文の先件に関する一般化に密接に関連している。

それでは、NARA 構文に関して久野 (1973) の中で挙げられている残りの3つの観察を取り上げよう。

(63) (久野 1973)

4.  $S_2$  must represent the speaker's evaluation, supposition, will, resolution, request, order, or volition.
5. It is ungrammatical if  $S_2$  represents a state or action whose realization depends upon the future realization or completion of the action represented

<sup>16</sup>ここでは、もちろん、これら2つの用法が明瞭に識別され、理論上も、日本語の「は」にこれら2つの用法が別個に想定されるべきであると仮定しているわけではない。

<sup>17</sup>この観察は、Akatsuka (1986) に依っている。

by  $S_1$ .

6. If  $S_2$  represents will, resolution, request, order, or volition, then 5 does not apply.

Kuno の第 4 の観察に関しては、以下の例を参照されたい。

- (64) a. もっと寒くなるのなら、暖房をいれます。  
 b. ?もっと寒くなるのなら、暖房が自動的にはいります。
- (65) a. 太郎が来るのなら、花子は部屋から出て行ったにちがいない。  
 b. ?太郎が来るのなら、花子は部屋から出て行った。

(64-a) の例では、その後件で話し手の意志 (will) が表明されている。この文は NARA 構文としてまったく問題がない。他方、似通った文である (64-b) は、座りが悪く感じられる (cf. 「もっと寒くなれば／寒くなると／寒くなったら、暖房が自動的にはいります。」)。Kuno の観察に準拠すれば、この文が不自然であると判断される場合には、(64-b) は、たんなる 2 つの事象の間に成り立つ事実的關係を表わし、その後件の陳述には、話し手の主観的な発話行為 (評価、推定、意志、要求、命令、等) が含まれていないと解釈されるからである。(65-a) の例では、その後件には話し手の過去の出来事についての評価が関与している。したがって、この文は NARA 構文として不自然とはならない。他方、(65-b) の場合には、その後件をたんなる過去の出来事の記述と解釈すれば、この発話は不自然となる。

もちろん、以上の文法性の判断は、(Kuno が想定している以上に) きわめて微妙である。一般的にいて、表層の文の形態だけからでは、それが談話においてどのような発話行為を表わしているか、必ずしも明瞭であるとはいえない。また、(63-4) の観察で問題にされる発話行為が、実際に、Kuno がそこで挙げているものに限定されるかは定かではない。しかしながら、それでもやはり、以上の Kuno の観察は貴重であり、彼が指摘したように、一般的にいて、NARA 構文の後件がたんなる事実的陳述や過去および未来の出来事の (純粹な) 記述にすぎない (と解釈される) 場合には、その発話は不自然となる。

Kuno の第 5、第 6 の観察は、もっと複雑である。Kuno が指摘するように、一般的にいて、NARA 構文の後件が話し手の発話行為に関わる第 4 の条件を満たしていても、必ずしも自然な発話とはならない。Kuno は、この NARA 構文の特異性を第 5、第 6 の観察として一般化している。具体例としては、以下の文を考えてみよう。

- (66) ?タバコを吸い始めるのなら、やめられなくなるでしょう。
- (67) ?あなたが日本に帰るのなら、僕はきっと寂しくなるでしょう。

(66)、(67) の発話では、その後件に関して話し手の推定が関与している。したがって、それらは、さきの第 4 の条件には違反していない。しかしながら、これらの NARA 構文は、

やはり、対応する TO 構文、BA 構文、TARA 構文に比べて、不自然に感じられる (cf. 「タバコを吸い始めると／吸い始めれば／吸い始めたら、やめられなくなるでしょう。」)。

この NARA 構文の特異性は、Kuno に従えば、それが第 5 の条件を満たしていないことに起因する。これらの文の後件の内容の実現 (realization) は、先件によって表わされる未来の出来事の実現に (時間的に) 依存していると考えられる。たとえば、(66) の場合には、まずもって、聞き手が「タバコを吸い始める」という行為があつて初めて、聞き手が「タバコをやめられなくなる」という事態が有り得るのである。そもそも、聞き手がタバコを吸い始めなければ、タバコをやめられなくなるかどうかは問題にならない。

しかしながら、NARA 構文の先件と後件の間の関係についてのこの条件には、第 6 の観察で述べられているように、“例外”がある (次の例を参照)。

(68) 日本に行くのなら、パソコンを買ってきてください。

(69) 山田さんが来るのなら、ぜひ一緒に食事がしたい。

これらの例も、さきの場合と同様に、先件と後件の間には問題の依存関係が成り立っているが、まったく自然は発話である。その理由は、これらの文の後件に関与しているのは命令、欲求といった発話行為であるからであると、Kuno は指摘している。そして、Kuno は、これらの例が実際にはさきの第 5 の一般化に対する見かけ上の反例にすぎないことを次のように説明している。これらの例では、その先件と関係付けられるのは、後件の中で顕在している未来の行為 (「パソコンを買ってくる」、「一緒に食事をする」) 自体ではなくて、“隠在化”された抽象的動詞である 'I REQUEST'、'I WANT' に相当している。そして、これらの抽象的動詞は現在の行為に対応し、それはその先件の出来事の実現に依存してはいないので、さきの第 5 の制限には違反しないことになる。

しかしながら、この説明は十分であるとは思われない。それでは、なぜ、さきの (66)、(67) の例に対しても、抽象的動詞 'I SUPPOSE' を想定して同様の説明の仕方、それらが不自然にはならないと考えてはならないのか、明瞭ではない。つまり、このような説明が可能であるためには、まずもって、Kuno がさきの (63-4) の中で挙げている発話行為の中で (63-5) の一般化に従うものと、(63-6) でその例外として挙げている発話行為との間の基本的な違いを明確にしなければならない。NARA 構文の先件と後件の間の関係について真剣に問題にしようと思えば、何らかの抽象的動詞を想定するというような“小手先”の手段によるのではなくて、発話行為もふまえて情報論的観点から、NARA 構文が表わす条件的陳述の基本的働きを考えねばならない。

以上の Kuno の観察に共通してみられる点は、NARA 構文の場合には、その先件と後件の結び付きは出来事の自動的な継続であつてはならないということであると想定される。そこで、NARA 構文の基本的特質として、次の仮説を提起する。



## (70) 「非継続性」の仮説:

先件と後件の結び付きは、出来事の自動的な継続であってはならない。

既に述べたように、NARA 構文では、情報論的にいって、話し手は、まず、その先件の発話にともない、暫定的 (tentative) にその断定的陳述 (assertive statement) が真であるとみなし、その結果として、話し手は新たな情報態に至らされることになる。ここで重要な点は、NARA 構文では、他の構文の場合とは異なり、さきに (60) の一般化の中で述べたように、その際に、話し手による「新たな断定」作用が（発話行為の一部として）実際に行なわれるということである。一般的にいって、その場合に、話し手のそれ以前の情報態が、たんに、その断定的陳述に対応する言明が付け加わるといだけのプロセスでアップ・デートされるとは限らない、むしろ、NARA 構文の場合にはそれではすまされないことになる。というのは、そのプロセスは話し手の「新たな断定」作用によるものであり、また、それはきわめて「暫定性」の強い性質であり、それ以前の話し手の信念や知識と“コンフリクト” (conflict) を引き起こす、ないしは、少なくとも、それを“乱す”ことになるからである。そこで、話し手は、その後件の発話行為として、その、いわば、“調整” (adjustment) を行なうというプロセスに導かれることになる。

以上の NARA 構文についての情報論的解釈が正しいとすると、もしも、その先件と後件の表わす出来事の間、自然な継起的連続ないしは依存関係がある場合には、その継続性を打ち破るのに十分な“力”のある発話行為が後件においてもなわれなければ、その構文の解釈過程の負荷（コスト）にみわわないことになり、敢えて NARA 構文を使用する必要はないのである。以上の認知的理由に基づき、さきの (64) ~ (70) の例についての Kuno の観察が、より一般的な観点から、説明されよう。(66)、(67) と (68)、(69) との間に、発話の自然さに有意差があるのは、それらの間の発話行為の“力”の有意差に還元される。また、(64-b)、(65-b) のように、その後件がたんなる事實的陳述や過去および未来の出来事（純粹な）記述を述べているにすぎないと解釈される場合には、敢えて NARA 構文としてその（条件的）言明を表明するのは不自然である—その負荷（コスト）に見合わない—ことになる。

## 7 条件的陳述とは何か

われわれの目的は、たんに、日本語の条件的陳述に関わるいくつかの基本的構文の用法について“記述的” (descriptive) 分析を与えることなく、そこで得られた事実および一般化に基づき、自然言語（人間言語）において条件的陳述がどのように言語化（構造化）されるかという本質的問題に多少ともせまろうとすることである。そして、この企てを通じて、そもそも、われわれ人間が、その言語運用に関する認知能力に基づき、われわれを取り巻く「世界」および「リアリティ」 (Reality) と関わりつつ、発話行為を（談話の流れの中で）「条件的」 (conditional) なパターンで行なうというのはどのようなことであるのか考

えたいからである。一言でいえば、「条件的陳述とは何か」を問題にしたいからである。

ここで、まず、「条件的陳述」(conditional statement)と「条件文」(conditional sentence)という用語の使い分けについて、ふれておく。「条件文」とは、「条件的陳述」が問題の特定の言語において言語化されている現われであり、その際に「文」(sentence)という語を付けているのは、(通常の単純な想定に基づき)、一般的にいて、われわれの陳述が言語の形式としての文に対応すると(便宜上)みなしているにすぎない。もしも、もっと厳密にいったかったら、「言語体系において、発話が条件的であると解釈される場合に、その解釈を支えている対応する言語の構造的側面の現われ」という回りくどい表現を使えばよかろう。問題としているのは、「文」ではなく、その使用としての「発話」である点に注意されたい。したがって、形式上は同一の文が発話状況に応じて“条件文”であったり、そうでなかったりするという言い方をしても、矛盾したことを述べていることにはならない。また、たとえば、日本語のTO構文には、「条件を表わす用法」と「時を表わす用法」があるという言い方をしてもかまわない。

以上の但し書は、用語上のささいな問題であるが、実は、さきの「条件的陳述」と「条件文」の関係には、言語の理論的研究の方法論に関わる本質的な問題が隠されている。われわれは、これまで何も考えずに、あたかも「条件的陳述」なる概念がまずもって普遍的に存在し、「条件文」はその絶対的な概念に対応する(特定の)言語の構造的現われであるという言い方をしてきた。しかしながら、「条件的陳述」なる概念が、そもそも、特定の言語の記号体系(ないしは、その使用)から(言語相対論的ではなくて)“隔離”できるか否かは、定かではない。

たとえば、TO構文の分析を振り返ってみよう。その働きを分析する際に、われわれは、「TO条件文」という用語を用いなかった。われわれは、TO構文には、「時を表わす用法」と「条件を表わす用法」という(見かけ上の)2つの用法があり、これら2つの用法は、情報論的観点に基づき、その構文の基本的特質から統一的に説明される、という分析を提示した。しかし、その際に、なぜ、「TO構文」というような“colorless”な用語ではなく、ためらわずに、「TO条件文」といってはいけないのであろうか。実際に、この構文には、「条件を表わす用法」が存在し、その“用法”は統一的に説明されるのである。さらにいえば、この構文が「時を表わす用法」として使用される場合でも、日本語の“純粹”に時を表わす他の構文—たとえば、‘p toki (ni), q.’—とは、明らかに、その使われ方が異なるのである(たとえば、以下の例を参照)。<sup>18</sup>

- (71) a. 太郎が研究所に着くと、ジョンが入口で彼を待っていた。  
 b. \*太郎が研究所に着くと、ジョンが成田空港に到着した。
- (72) a. 太郎が研究所に着いた時に、ジョンが入口で彼を待っていた。

<sup>18</sup>この観察は、久野(1973)に基づいている。

b. 太郎が研究所に着いた時に、ジョンが成田空港に到着した。

(71-b) は、(72-b) と異なり、不自然な発話である点に注意されたい。その理由は、われわれの TO 構文の分析から既に明らかであろう。そこで述べたように、TO 構文には「付随性」という基本的特質があり、TO 構文の先件は、情報論的にいって、後件の内容が付随的に成り立つ場面を設定（セット・アップする）働きがある。したがって、(71-b) の例のように、後件が先件とまったく“無関係”な事態を表わす—これら 2 つの出来事がともに成り立つような状況を想定することが不自然な—場合には、発話全体も不自然になる。他方、当然のことながら、‘p toki (ni), q.’ という（純粹に）時を表わす構文にはこのような制約はない。(72-b) が示すように、“物理的”な時が合致していればよい。

したがって、われわれがこれまで問題にしてきた構文に、実際に、「条件を表わす」用法があり、しかも、他の用法も併せて、その構文が（情報論的観点から）確かに統一的に説明されるならば、その構文を日本語という特定の言語体系における「条件文」（の 1 つ）であると言い切っても、さほど不自然なことではなかろう。もしも、このように言い切るとすれば、日本語という記号体系では、これらすべての「条件文」を包摂する形で、「条件的陳述」という概念自体が存在（顕在）し、また、これらの「条件文」のパターンの基本的違いに相当して、その概念が“分節”（articulate）されている、というように考え直してもよからう。以上の“構造主義的なかおり”が強い言語に対する見方を今日的に“甦えらせる”のも、われわれの研究の基本的立場を忘れないかぎり、さほど悪くはなかろう。すなわち、われわれは、あくまで、情報論的立場から言語（の使用）を研究しようとしているのであり、たんに、言語の形態と（言語の使用を離れた“静的”な）内容との結び付きの恣意性を仮定しているのではない。

そこで、以上の議論をふまえて、これまで問題にしてきた日本語の 4 つの基本パターン自体を、それぞれ、日本語における「条件的陳述」の構造的顕在化とみなすことにしよう。したがって、われわれの本質的な研究課題である「自然言語における条件的陳述とは何か」という問題は、日本語を具体的な研究対象（データ）とする場合には、これらのパターンに共通してみられる特質は何であるか、およびそれらの多様性がどこから起因するか、という（少なくとも）2 つの下位の問題に還元されることになる。

以下では、これまでの分析から得られた一般的事実を順をおって整理しながら、この問題について議論することにする。われわれは、日本語における条件文の多様な用法をまとめるうえで、第 1 に、「時を表わす用法」と「条件を表わす用法」の関連性を（日本語にかぎらず、言語一般的に）指摘した。そして、（少なくとも）日本語の場合には、両者の用法は互いに密接に関連しているので、それらが日本語の条件文の異なる用法として見かけ上考えられる場合でも、理論的には、これらの用法を互いに独立したものとして分析するのは妥当ではないと指摘した。したがって、伝統的な（命題）論理の場合のように、自然言語の条件文を時制論理（tense logic）と分離して独立に扱うのは適切であるとはいえないことになる。つ

まり、伝統的な命題論理の枠組みに基づき、自然言語の条件文の“論理形式”として、それを、平行する連言的命題 ( $p \& q$ ) や選言的命題 ( $p \vee q$ ) と同列に扱うのは、出発点として間違っている。自然言語の条件的陳述では、先件と後件の間の(因果)関係が2つの出来事間の時間的依存関係に起因している場合であっても、その言明は「条件的」である資格を与えられうる。この時点で、既に、従来の「質量含意」(material implication)を自然言語の条件的陳述に対する近似として想定することが、実質的に見当違いであることが明白であろう。

第2に、いわゆる、直接法的/仮定法的条件文の区別に関して指摘したように、英語のように、この区別が顕在化している言語は、いわば、“marked”であり、その識別を日本語のように、発話の情報論的内容に対する話し手の態度(attitude)に“任せている”言語の方が言語の構造化に関して“unmarked”であるといえる。この点において、既に、従来の可能世界意味論の枠組みによる「厳密含意」(strict implication)に基づく自然言語の条件的陳述に対する近似が、実質的に間違っていることが明らかであろう。実際、英語のようにこの区別が明確に顕在化しているように思われる場合でさえも、部分的には、その識別が不明瞭である事例が見いだされる(次の例を参照)。<sup>19</sup>

(73) (Pope to a telephone operator in a small Swiss village)

Pope: I'm the Pope.

Operator: If you are the Pope, I'm the Empress of China.

このような例は、‘indicative counterfactual’ とよばれているように、その条件文は、形態上は、直接法(indicative)のモードで現われているが、内容的には、反事實的(counterfactual)である。

「質量含意」も「厳密含意」も、(過去の)論理学者が作りだした“人工物”(artifact)にすぎない。自然言語(natural language)は、このような人工物が意義ある分析の道具であるには、あまりにも“自然”すぎる。自然言語の発話は、特定の談話および場面の中で、動的に変化する話し手の情報態(information state)に準拠して、発話され、解釈されるものである。したがって、たとえ、宣言的命題が与えられたとしても、談話の参加者は、かならずしも、その言明を自己の情報態において「知識」(knowledge)としてそのまま即座に“許容”するとはかぎらない。この点は、情報処理のプロセスに関して、人間の言語(の使用)と(従来の)計算機との基本的違いの1つであろう。

たとえば、われわれのNARA条件文の分析を思い出してみよう。そこでの分析で提起したように、情報論的にいって、NARA条件文では、話し手は、先件における断定的陳述と平行して、その言明を(その発話の時点で新たに、ないしはあらためて)想定するという処理過程を経ることになるが、このプロセスが完了した時点においても、その情報は、引続き暫

<sup>19</sup>この例は、Akatsuka (1983)からの借用である。

定的な性質のものであり、話し手の情報態において「知識」としての位置づけを与えられたわけではない。<sup>20</sup> 日本語の NARA 構文の用法は、純粹に条件的である事実を考えれば、以上の自然言語の条件的陳述の動的側面がこの構文に関してとりわけ明瞭に感じ取れるのは、不思議なことではない。

それでは、日本語の条件文の基本パターンに対する、個々の分析および仮説を振り返ってみよう。TO 条件文の分析で、われわれは、まず、その先件は引き続き後件の記述内容が評価 (evaluate) される場面ないしは状況をセット・アップする働きをする、と指摘した。われわれは、たまたま、記述の便宜上、TO 構文からスタートしたので、この点をそこでの分析の中で述べているにすぎない。この点は、TO 条件文にかぎらず、基本的には、日本語の他の条件文のパターンについてもそれなりにいえることである。

ただし、BA 条件文の場合には、事情が他とは異なっている。われわれは、この構文の（下位クラスの）事例を説明するうえで、「必然性」の概念に基づきそれらの特徴づけるのではなく、その概念がどこから起因するかという問題に踏み込み、「十分性」の仮説を提起した。この仮説は、明らかに、さきの「セット・アップ」の考え方とは矛盾する。つまり、処理過程の方向が、いわば、“逆行”している（cf. (33)、(34)）。この仮説は、それを提起した際にすでに述べているように、BA 条件文の部分の事例に対して適用される（たとえば、(35-b)、(36-b) に関する 2 つの解釈を参照されたい）。したがって、この仮説が（事実的にいって）適用されない BA 条件文の事例の場合には、さきの「セット・アップ」の考え方がそれなりに想定されることになる。

しかし、BA 条件文の場合に、このような下位クラス的事例をあえて想定したのには、理由がある。一般的にいって、自然言語の条件的陳述に対しては、いくつかの異なる“目のつけ方”がある。その主要な（1 つの）見方では、「先件」(antecedent clause) と「後件」(consequent clause) という用語を用いることにも（暗黙の内に）示されているように、問題とするのは両者の間の因果関係自体である。実際、条件的陳述では、この論理的結び付きが明確に意識されるから、これらの用語を使っているのである。<sup>21</sup> したがって、この（伝統的な）見方に基づけば、その因果関係がどのような性質であるかということが、条件文に対する直接の分析対象となる。そして、最近の（情報論的観点もふまえた）自然言語の条件的陳述に関する理論においても、この見方に準拠して引続き研究が行なわれているのであり、たとえば、この因果関係を（ある種の）「制約」関係の表明としてとらえるという立場がみられる。<sup>22</sup>

<sup>20</sup>ここでは、「知識」と「情報」との本質的な相違を仮定している。「知識」とは、たんなる“古い情報”(old information) のことではない点に注意されたい。両者は、概念的にいって、同じレベルの対象ではない。

<sup>21</sup>われわれは、これまで、日本語の条件文がたとえ「時を表わす用法」として使われている場合であっても、「条件を表わす用法」の場合と同様に、「先件」、「後件」という用語を使ってきたことに注意されたい。それは、これらの構文に対して、どちらの用法であれ、同じ用語を用いて、それらを統一的に扱っているという点を明示しなかったのにすぎない。したがって、われわれの用語の使い方は、従来の慣習とは異なっている。

<sup>22</sup>その代表例としては、Barwise (1985) を参照されたい。

このような自然言語の条件的陳述に関する理論は、たとえ—われわれの分析がすでに示しているように—包括的なものとはいえないが、自然言語の条件的陳述の部分的な事例に関しては、その本質的な側面を指し示している。実際、日本語の BA 条件文の基本的機能は、「制約（だけ）に基づく理論」によっても説明されると考えられる（第4節の最後で述べたコメントを参照されたい）。(33)で提示した「十分性」の仮説は、以上のような条件文に対する“目のつけ方”を前提にしているものであり、かならずしも、文字通りそこで述べられているように、認知的処理過程の方向性までも主張しているわけではない。そこでは、BA 構文の発話の全体としての特質を主張しているのである。他方、日本語の他の条件文の場合には、このような「制約（だけ）に基づく理論」は、自然言語の条件的陳述に対してはあまりも“静的”であり、十分とはいえないだけでなく、その本質をとらえてはいない。これらの場合には、“先件”と“後件”の結び付きをたんに全体的に扱うのではなく、われわれの（暫時的な）認知的処理過程自体も問題にしなければならない。<sup>23</sup>

TO 条件文および TARA 条件文の場合には、先件と後件の間にみられる因果関係は、明らかに、時間的 (temporal) な性質のものである ((12)の「付随性」(時間的隣接性)の仮説および(48)の「偶発性」の仮説を参照)。第2節の中では、この点に関して、「TO 構文および TARA 構文の「条件を表わす用法」は、それらの「時を表わす用法」から派生されると考えられる。」と指摘した (cf. p. 4)。しかし、これらの構文の用法を記述的に分析した後で、この節で、さらに一般的に、「自然言語の条件的陳述とは何か」という問題を考えると、ここまで議論が進んでくると、既に述べた理由 (“言語観”) に基づき、これらの構文自体を日本語という記号体系での「条件文」の1つとして認定していることに注意されたい。つまり、われわれは、自然言語の条件的陳述に対しては、先件と後件との間の“論理的”関係がたとえ時間的な結び付きに (本質的に) 依存 (起因) していると分析される場合も— (旧来の) 論理学者の“好み”には合わないかもしれないが—認めているわけである。

しかしながら、もちろん、任意の時間的關係が、条件文の「因果関係」として、“論理的”にも、言語学的にも、あるいは、認知的にもそのまま認められるわけではなからう。かといって、逆に、そのように認定される時間的關係が一意的に規定されるとは、必ずしもいえないであろう。人間言語は (少なくとも、あるレベルでは) 相対的なものであり、<sup>24</sup> 言語に関わるわれわれの認知的運用も絶対的なものであるとはアプリアリにはいえない。したがって、日本語のこれら2つの条件文について、その時間的關係を見比べることは、きわめて興味深いといえる。

<sup>23</sup> ちなみに、自然言語の、いわゆる、「コンテクスト依存性」をも直接に問題にしている“動的”な意味論の形式的枠組みとして、状況意味論 (Situation Semantics) と、ディスコー表示理論およびその最近の発展である Groenendijk-Stokhof-Veltman 流の 'Dynamic Semantics' の2つの流れが考えられるが、言語の発話としての暫時的展開を形式化するという点に限っていえば、前者の (従来の) 枠組みは、後者に比べて、“静的”であるといえる。

<sup>24</sup> この言語相対論の見方は、言語普遍論の見方を否定するものではない。両者の見方は、実際には、互いに対立 (矛盾) しているわけではない。「普遍」があるから、「相対」が考えられるのである。



TO 構文と TARA 構文の基本的用法に関するわれわれの一般化（ないしは、仮説）に依れば、両者の時間的關係には、明らかに、共通する特色がある。どちらの場合でも、先件と後件の間には、基本的にいって、2つの出来事の“自然な連続性”が観察される。ここで、まず、この“自然な連続性”は、たんなる物理的な意味での時間の対応関係ではなく、認知的な性質のものであることに注意しなければならない。たとえば、さきに(71)の例で指摘しているように、2つの出来事の成立する（物理的な）時間が一致していても、話し手がそれらの間の関係を（時間的な）“因果関係”として認知していないかぎり、それは TO 条件文の真性な事例とはみなされない。したがって、（“認知”を伴わない旧来の）計算機では、(71-b)と(72-b)の違いを識別することは不可能となる。<sup>25</sup>そこで、次の仮説を提起しよう。

(74) 「時間的因果関係」についての仮説:

自然言語では、2つの出来事の間には“自然な連続性”が認知的にみとめられる場合に（かぎって）、その時間的關係に基づく発話は条件的陳述として用いられる。

この仮説は、当然のことながら、思弁的なものであり、容易に反例が見つかるかもしれない。とくに、( ) をはずして考えた場合には、自然言語に対して、かなり強い仮説であるといえよう。なにせ、われわれは、日本語のたった2つの構文の基本的特質から、それを演繹しているのである。しかし、それにもかかわらず、このような仮説を提起することは、それなりの意義があると思われる。というのは、第1に、さきに挙げた TO 条件文についての観察は、時間的依存關係に基づく自然言語の条件的陳述のかなり基本的な特質に関連していると想定されるからである。第2に、2つの出来事の間には、大幅な、ないしは、‘coherent’ではない時空間的“ずれ”がある場合に、われわれがそれらを認知的に関連付けるとは、直観的にいって考えづらいからである。<sup>26</sup>第3に、もしも、この（強い意味での）仮説を仮定し、さらに、われわれの NARA 構文についての「非連続性」の仮説も想定したとすると、なぜ、この構文の場合には、「時を表わす用法」がみとめられないか、自然に説明されるからである（cf. (5-d)）。また、われわれは、BA 構文の場合には、その見かけ上の「時を表わす用法」は表面的なものであると指摘し（cf. p. 4）、この構文の基本的特質を分析する際には、先件と後件の間の時間的依存關係によらずに、その「必然性」の意味合いを分析したことに注意されたい。したがって、「時間的因果関係」の仮説は、BA 構文の用法が基本的には条件的なものであるという事実も自動的に説明することになる。

次に、TO 条件文と TARA 条件文の間にみられる、時間的因果關係の違いについて考えて

<sup>25</sup>もちろん、この識別を“インプリメント”することが、原理的にいって、計算機に不可能であるといっているのではない。それは、自然言語処理において援用する自然言語の理論の基本的性格に依存している問題である。まさに、この点において、計算機（工学）の研究者と（自然）言語の研究者とが、有意義な交流の場を共有することになるのである。

<sup>26</sup>ここで、状況意味論に馴染みのある研究者ならば、S & A の著述中での‘real situation’と‘abstract situation’の区別が思い浮かぶかもしれない。論理的（数学的）には可能であるすべての‘abstract situation’が、必ずしも、何らかの‘real situation’に対応するわけではない。



みよう。われわれの分析では、「付随性」／「偶発性」という用語を使って、それらの質的違いを指し示している。これらは、明らかに、「様相的」(modal)な概念である。さらに、これらの様相的概念は、(命題の真偽に関する)従来の標準的な様相論理(modal logic)の枠組みに基づいて規定されるほど“静的”な概念ではない。ここでは、たんなる、命題の「事実」(fact)／「非事実」(non-fact)の対立が問題にされているのではなく、たとえ、同じく「事実に」(factual)な言明であっても、話し手のその言明に対する情報論的見方、ないしは態度が問題にされている。したがって、2つの出来事の間(時空間的に)自然な連続性が事実として認められたとしても、話し手は、その連続性に対して、異なる見方で言語化(構造化)することが許される。

ただし、許されるバリエーションは、たんに、その見方が“認知的に有意味”であればそれでよいというわけではない。実際には、その顕在化は、当該の言語体系の中で(対立する)形式上の違いとして構造化されるうえでの「言語の体系的制約」に準拠しなければならない。したがって、そのバリエーションの幅が、実際には、きわめて限定された形で顕在化されていたとしても不思議ではない。<sup>27</sup> また、もしも、条件的陳述で先件と後件とを結び付けている接続的形式が、言語体系の中でそれ以外にも現われる場合には、同一の形態的単位の異なる現われと認定されるからには、その形式が条件的陳述で担う様相的概念には、他の現われでの特質が(部分的にせよ)持ち越されることになろう。実際、TO条件文の場合には、われわれの「付随性」の概念は、「AとB」というように2つの語句を並記する「と」の用法に関連づけられている(注4を参照)。この点は、自然言語の斉一的な記号体系としての(一種の)「経済性」の現われであろう。

次に、これまでの日本語の条件文の分析に基づき、条件的陳述と発話行為との関連について考えてみよう。言語運用を離れた言語の認知的研究というものは、一部の—しかしながら、現象的には、現在の言語学(者)の間では主流派である—“作業仮説”にすぎない。自然言語(natural language)に「自然」(natural)という修飾が(人工的言語との比較で)使用されているのは、必ずしも、それが‘optimal’な記号体系であるという“神の啓示”の表明ではない。自然言語の発話に対して、その暫時的な過程を捨象する認知的研究は、少なくとも、自然言語の条件的陳述に関しては、十全な分析とはいえない。<sup>28</sup> この点は、とりわけ、

<sup>27</sup>たとえば、状況意味論風の、いわゆる、「生態学的实在論」(Ecological Realism)の立場に基づけば、生体(人間)が、自己を取り巻く「環境」(environment)との相互作用に基づき、その生体にとって“有意味”な情報を引き出すうえで、そのバリエーションが“有意味”であると考えられる場合に(のみ)、それらが多様に言語化されることが認められることになろう。しかし、このような考え方は—それ自体に異議をとなえるつもりはまったくないが—あまりにも一般的すぎて、そこには特定の言語の文法体系についての“配慮”が含まれていない。つまり、その構造的多様性は、当該の言語の体系に基づき、現実にはさらに限定されることになる。従来の言語学者流にえば、言語の母語話者は、その対立がその言語の体系において有意義である場合にのみ、それらの形式を対比的に使用し、認識するにすぎない(cf. p. 2)。したがって、言語の構造的側面に対する体系的研究を捨象した言語の認知的研究は—それ自体も、たしかに有意義ではあるが—(個人的には、きわめて残念なことに)“実際の”であるとはいえない。

<sup>28</sup>この点は、自然言語の代名詞の用法および照応(anaphora)の現象に関しても、同様にいえることである(たとえば、Groenendijk and Veltman (1994)を参照)。

従来の言語学的研究に関して、いわゆる、「文文法」の射程の限界を指し示すことになる。

一例を挙げれば、自然言語の発話の「非文法性」(ungrammaticality)を説明する場合に、「文文法」の枠内では、その文の統語的、意味的不整合性に依拠せざるをえないことになるが、われわれの情報論的立場の場合には、その発話を解釈するうえでの情報論的“負荷”(コスト)という観点からも、その「非文法性」が“アナログ”的に識別されるのである。<sup>29</sup>たとえば、われわれのNARA条件文の分析を思い出してみよう。この構文は、他の日本語の条件文と比べて、それが条件的陳述を表わすうえで、発話行為に基づく側面が先件と後件の間の結び付きで中核的な働きを担っている (cf. p. 27)。したがって、NARA条件文は、それを発話、解釈するのに、情報論的“負荷”(コスト)がより高い構文であるといえる。また、この構文は、他の条件的陳述を表わす日本語の構文に比べて、(通時的にいても)より基本的ではない、“周辺の”な構文でもある。したがって、当該の言語体系に関して、その構文が(互いに対立する形態の中で)「情報論的“負荷”(コスト)が高い」という特性と、それが(その体系の中で)「“周辺の”である」という事実の間には、何らかの関連があると想定されよう。

(75) 「言語の周辺の性質」についての仮説:

言語の構造的形態が、それが互いに対立する(言語の部分的)体系の中で、情報論的“負荷”(コスト)が高いほど、それは、その体系の中で、“周辺の”な形式として位置づけられやすい。

この仮説は、もちろん、きわめて思弁的なものにすぎない。しかし、敢えて、仮説として提起することには、言語の「文法性」に対する動的な見方を情報論的観点から今後とも研究してうえで、それなりの意義があろう。また、付随的に、(日本語の)条件的陳述と発話行為との間の一般的な関係について、次の仮説を提起する。

(76) 「条件的発話行為」についての仮説:

自然言語の条件的陳述の場合には、先件と後件の関連付けにおいて、発話行為が“中核的な働き”を担っているほど、その情報論的“負荷”(コスト)が高い。

最後に、この仮説の中に含まれている「発話行為が“中核的な働き”を担う」というあいまいな言い方について、若干の考察を付け加えておこう。NARA条件文をTARA条件文と比較した、以下の例を参照されたい。

- (77) a. 太郎が来たら、僕は帰る。  
 b. 太郎が来るのなら、僕は帰る。  
 c. 太郎が来た時に、僕は帰る。

<sup>29</sup>この見方に関しては、橋田浩一氏の一連の研究に依っている。

- (78) a. 日本に行ったら、パソコンを買ってきてください。  
 b. 日本に行くのなら、パソコンを買ってきてください。  
 c. 日本に行った時に、パソコンを買ってきてください。

(a) の発話は、それぞれ、(c) の発話とほぼ似たような言明を表わしているが、(b) はそうではない。たとえば、(77-b) の場合には、話し手は、必ずしも、太郎が来た時にその場を離れるとはかぎらず、太郎が来る前にいなくなるかもしれない。(78) では、(b) の場合でも (a) と同じく、聞き手が日本に行ってからパソコンをそこで買うことが問題にされているが、それは、たまたま、現実的にそうなっているにすぎない (cf. 「日本に行くのなら、(あらかじめ) 自分の名刺をつくっておきなさい。」)。ここで、条件的陳述の“疑似的”な論理形式を、(要望などの) 発話行為の側面も含めて、次のように表わすことにしよう。

- (79) a.  $(p \rightarrow q)!$   
 b.  $(p \rightarrow q)!$

(79) の式の中の  $p$ 、 $q$  は、それぞれ、条件的陳述の先件、後件の (命題的) 内容に相当し、 $!$  の記号は、便宜的に、その陳述に対応する発話行為を示している。 $\rightarrow$  の記号は、先件と後件の間の時間的—より一般的には、状況的—依存関係を便宜的に表わしている。(79-a) の論理形式は、(79-b) よりも、条件文の表層の形式に“より近く”対応している。つまり、表層では、条件文の (要望などの) 発話行為の側面は、その後件の節 (clause) の中で顕在化されている。しかし、意味的には、(a) と (b) はきわめて似通っており、 $\rightarrow$  と  $!$  の間のいわゆる「スコープ」(scope) における区別は、認知的にも、必ずしも明瞭ではない。たとえば、さきの (78) の例を考えると、その発話の内容は、近似的に、次の 2 通りに表わされるが、

- (80) a. I REQUEST [that it be the case that  $q$ , in case that  $p$ ].  
 b. I REQUEST [that it be the case that  $q$ ], in case that  $p$ .

(a) と (b) の解釈の違いは、直観的にいっても、さほど明確ではない。ただし、以上の点は、NARA 条件文ではなく、TARA 条件文の場合についていえることに注意されたい。実際に、既に (78) の例で指摘したように、(a) の発話は、内容的に、(c) とほぼ似通っている。そして、(c) に対しては、(80-a) の方がその近似的内容に近いと考えられよう。他方、この (80-a) と (80-b) との“パラフレーズ”は、NARA 条件文には当てはまらない。(78-b) の発話の近似的内容は、明らかに、(80-b) の形式に対応し、この場合には、(80-b) と (80-a) とは“パラフレーズ”とはなりえない。その原因は、NARA 条件文では、先件と後件の関連付けにおいて発話行為が“中核的な働き”を担っている点に起因する。われわれの NARA 条件文の分析で示したように (cf. (60))、その先件には既に (新たな) 「断定」(assertion) という発話行為が関与しているのである。したがって、実際には、NARA 構文の条件的陳述は、

表層的には、さきの (79-a) の ' $(p \rightarrow q)!$ ' の形式ではなく、' $(p! \rightarrow q!)$ ' の形式でなければならない（ここでは、'!' の記号を、問題の「断定作用」に対応する発話行為に対しても便宜的に用いている）。' $(p! \rightarrow q!)$ ' の形式は、当然のことながら、(79-b) の ' $(p \rightarrow q)!$ ' とは同等にはなりえない。さらにいえば、NARA 条件文の論理形式の中で（便宜的に）用いている ' $\rightarrow$ ' の記号は、TARA 条件文（および TO 条件文）で用いる場合の ' $\rightarrow$ ' とは、質的にも明らかに異なっている。われわれの NARA 条件文に対する「非継続性」の仮説で述べたように、先件と後件の間には、「連続性」（「自動性」）は関与していない。<sup>30</sup>

### 参考文献

- Akatsuka, N. (1983). Conditionals. *Papers in Japanese Linguistics*, 9, 1–33.
- Akatsuka, N. (1986). Conditionals are discourse-bound. In Traugott, Elizabeth Closs, et al. (Ed.), *On Conditionals*, pp. 333–351. Cambridge University Press, Cambridge.
- Akatsuka, N. M. (1978). Another look at *no*, *koto*, and *to*: epistemology and complementizer choice in Japanese. In Hinds, J. & Howard, I. (Eds.), *Problems in Japanese Syntax and Semantics*, pp. 178–212. Kaitakusya, Tokyo.
- Barwise, J. (1985). The Situation in Logic–II: Conditionals and Conditional Information. Report CSLI–85–21, CSLI, Stanford University, Stanford. Also in Traugott et al. (eds.) (1986), pp. 21–54, and in Barwise, Jon (1989), *The Situation in Logic*, CSLI Lecture Notes 17, Stanford University, Chap. 5, pp. 97–135.
- Groenendijk, Jeroen, M. S. & Veltman, F. (1994). Dynamic Semantics. Course Material, Course BA1, Sixth European Summerschool on Logic, Language and Information, Copenhagen.
- 白井賢一郎 (1986). 「自然言語と様相論理」. 『数理科学』, No. 275, 16–25.
- 白井賢一郎 (1991). 「自然言語の意味論—モンタギューから「状況」への展開」. 産業図書.
- Kuno, S. (1973). *The Structure of the Japanese Language*. MIT Press, Cambridge, Mass.

<sup>30</sup> 本稿で分析した4つの日本語の条件的構文（の論理形式の中）でそれぞれ想定される ' $\rightarrow$ ' の関係について、特定の形式的枠組みに基づき、厳密に明確化する仕事は、別の機会に譲ることとする。この研究は、最近の（情報論的観点に基づく）動的な意味論の考え方を基盤にしているが、その中の特定の形式的枠組みを取って“指定”することは、本稿の主旨（ないしは、目的）ではない。

- 
- Shirai, K.-i. (1986). Japanese noun-phrases and particles *wa* and *ga*. In et al., J. G. (Ed.), *Foundations of Pragmatics and Lexical Semantics*, pp. 63–80. Foris Publications, Dordrecht.